

開成町教育振興基本計画

2019 年度～2024 年度

平成 31 年 3 月

開 成 町

目 次

開成町人づくり憲章	・ ・ ・ ・ 1
開成町教育振興基本方針	・ ・ ・ ・ 2
1. 策定の趣旨	・ ・ ・ ・ 3
2. 開成町の教育に係る計画の体系	・ ・ ・ ・ 4
3. 開成町教育振興基本計画の構成	・ ・ ・ ・ 5
4. 成果指標の設定	・ ・ ・ ・ 5
5. 計画期間	・ ・ ・ ・ 6
6. 計画の推進に向けた体制	・ ・ ・ ・ 6
7. 進捗状況等の点検	・ ・ ・ ・ 6
8. 計画の見直し	・ ・ ・ ・ 7
9. 開成町教育振興基本計画の体系	・ ・ ・ ・ 8
10. 開成町教育振興基本計画における成果指標	・ ・ ・ ・ 10

開成町教育振興基本計画

第1章

◇生涯を通じての学習や体力づくりをとおして、自らを高め、
自立を図ります。・ ・ ・ ・ 11

第2章

◇町民一人ひとりがそれぞれの立場で連携しながら、
子どもたちを守り育てます。・ ・ ・ ・ 28

第3章

◇規範意識や公共の精神を高め、
他人を思いやる豊かな心を育てます。・ ・ ・ ・ 36

第4章

◇自然や環境、歴史や伝統、芸術や文化を尊重し、
私たちのふるさつである開成を大切にします。・ ・ ・ ・ 40

第5章

◇自治会活動をはじめとした地域コミュニティへの参画などを通じ、
まちづくりに貢献します。・ ・ ・ ・ 44

関連資料 ・ ・ ・ ・ 46

開成町人^{ひと}づくり憲章

わたくしたち開成町民は、豊かな自然の中で、健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることのできる社会を実現するために、「開物成務」の精神にのっとり、人^{ひと}づくりを行うことを決意し、ここに開成町人^{ひと}づくり憲章を定めます。

- ー 開物成務の精神にのっとり、自ら考え行動し、成すべきことをやり遂げる人づくりを行います
- ー 開成町民は一人ひとりが責任を持ち、力を合わせて人づくりを行います
- ー かけがえのない命を尊び、家族や友達、地域の人々とともに助けあい支えあう人づくりを行います
- ー 歴史に学び、自然や伝統文化を愛し守り伝える人づくりを行います
- ー 開物成務の精神にのっとり、まちづくりに自ら進んで参画し、社会に尽くす人づくりを行います

開成町教育振興基本方針

開成町は、町民一人ひとりが健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることができる社会の実現を目指し、どのような教育＝人づくりを行っていくかを定めた「開成町人づくり憲章」を具現化するために、目指すべき教育の姿として開成町教育振興基本方針を次のとおり定めます。

◇ 生涯を通じての学習や体力づくりをとおして、自らを高め、自立を図ります。

だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習に関する取組やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。また、教育基本法の改正等を踏まえ、子どもたちの「生きる力」をはぐくんでいきます。そのため、新しい学習指導要領などに基づき、保・幼・小・中・高連携を行いながら、子どもたちの「生きる力」をはぐくむための学習を推進していきます。

◇ 町民一人ひとりがそれぞれの立場で連携しながら、子どもたちを守り育てます。

教育にあたっては、学校、家庭及び地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚した上で、子どもたちを支えていく必要があります。だれもが教育に参加できる具体的な仕組みをつくったり、外部人材の積極的な活用を促進したりするなど、社会全体での教育力向上に取り組みます。

◇ 規範意識や公共の精神を高め、他人を思いやる豊かな心を育てます。

新学習指導要領などを踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる子どもたちの豊かな心を育成します。また、家庭は教育の原点であることを踏まえ、家庭教育や家庭への支援に努めます。

◇ 自然や環境、歴史や伝統、芸術や文化を尊重し、私たちのふるさとである開成を大切にします。

人が豊かに暮らしていくためには自然、環境、歴史、伝統、芸術、文化はかかせないものです。これらを尊重するための教育や施策を推進し、私たちのふるさとである開成を大切にしていきます。

◇ 自治会活動をはじめとした地域コミュニティへの参画などを通じ、まちづくりに貢献します。

開成町では、共助の精神に基づき、自治会活動が積極的に行われており、まさに、町民が主役となって、まちづくりのために行動しています。今後、行政は自治会などの地域コミュニティと更に連携を深め、地域社会に貢献する子どもたちの資質を養います。

1. 策定の趣旨

教育基本法は、日本の教育の理念と原則を定める法律です。同法第 17 条では、この理念の実現に向けて、国に対して、教育振興施策を総合的に推進するための基本方針を定めた教育振興基本計画を策定する義務を課するとともに、地方公共団体に対して地域の実情に応じて、教育振興基本計画の策定に努める義務を課しています。「開成町教育振興基本計画」は、この規定により策定するものです。

開成町では、平成 21 年に、町民一人ひとりが健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることができる社会の実現を目指し、どのような教育＝人づくりを行っていくのかを定めた町独自の教育の基本理念として町民一人ひとりに向けて「開成町人づくり憲章」を策定しました。

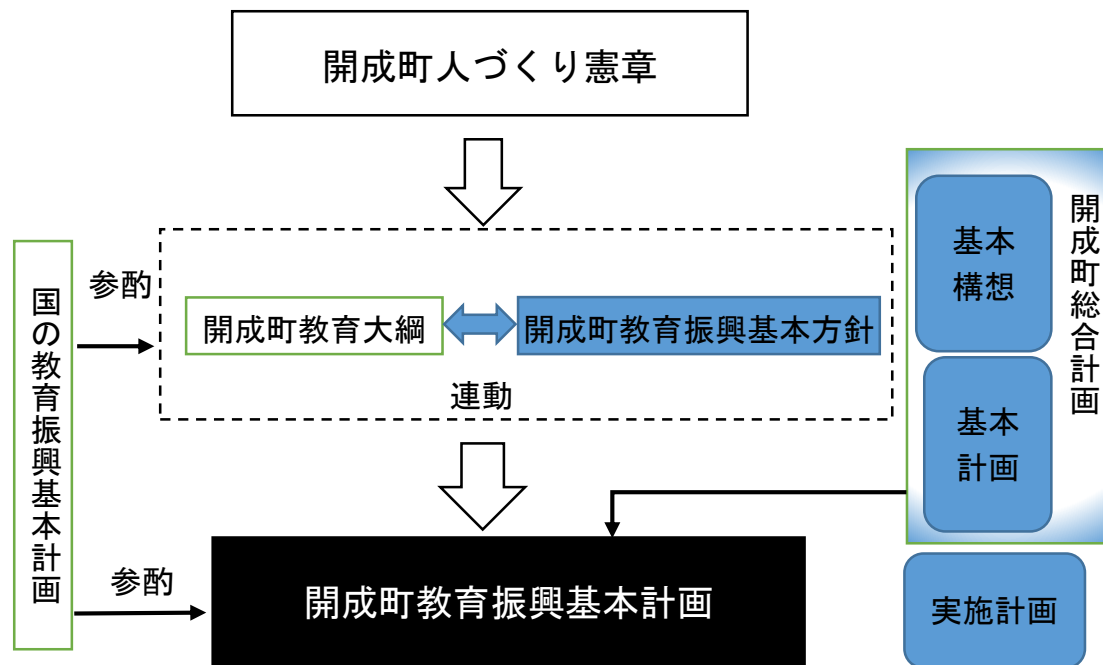
この「開成町人づくり憲章」と同時に、憲章を具現化するために概ね 10 年間を通じて目指すべき教育の姿として「開成町教育振興基本方針」を定め、併せて、この基本方針を基に具体的にどのように教育施策を展開するのかを 5 年間の計画期間とする「開成町教育振興基本計画」に決めました。これに続く第 2 期計画を定めてから 5 年の計画期間が過ぎようとしています。

その間には、法改正によって、教育行政における責任体制の明確化や、地域の民意を代表する首長との連携強化など、教育委員会制度の根幹に関わる改革が行われました。また、平成 29（2017）年 3 月には、国から、小中学校などで子どもに教える際の目標や内容の基準となる新たな学習指導要領が示されています。移行措置の期間を経て、小学校で 2020 年度、中学校で 2021 年度から全面実施されます。

2019 年度を計画の始期とする第 3 期の開成町教育振興基本計画は、第 2 期計画の実績検証結果を踏まえ、かつ、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、変容する教育環境の中にあって「人づくり憲章」が求めるところにより必要な施策の推進に向けた基本的方向性や目標と具体的な取組みを定めるものです。

この「教育振興基本計画」により、開成町の、子どもたちだけではなく町民一人ひとりが、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化活動などの各分野にわたって、自ら参画し、健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることができる社会の実現を目指します。

2. 開成町の教育に係る計画の体系



(1) 開成町教育振興基本方針

開成町では平成 21 年 3 月に「開成町人づくり憲章」を制定し、同時にこの憲章を具現化するために、以後の概ね 10 年間を通じて目指すべき教育の姿として「開成町教育振興基本方針」を定めました。基本方針の策定から 10 年が経過しようとしています。憲章の求める人づくりの基本的な方向は継続すべきものとして、引き続き、第 3 期の開成町教育振興基本計画の計画期間における基本方針とします。

(2) 開成町教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）の平成 27 年施行の改正により、地方公共団体は首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設置すること、総合教育会議において協議のうえ地方公共団体の長は国の基本的な方針（国教育振興基本計画）を参酌し教育に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

開成町においては、平成 28 年 2 月に開成町教育振興基本方針と連動することを念頭に総合教育会議での協議を経て開成町教育大綱が制定されています。

法体系上は地教行法の上位法である教育基本法を根拠とする教育振興基本計画が大綱より上位を占めることとなりますが、一方で、総合教育会議において協議・調整した上で、両者の内容を一致させることが地方公共団体に求められてい

ます。

開成町においては、教育振興基本計画の上位に教育振興基本方針を置き、その基本方針に連動して教育大綱を制定しており、共に教育振興基本計画の上位に位置するものとします。

（３）町総合計画との関係

開成町総合計画は、町政運営の指針であり町の最上位の計画と位置付けられ、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。開成町教育振興基本計画は、このうち基本計画に繋がる教育行政分野における個別計画としての性格を持ち、町実施計画とは整合した計画とします。

３．開成町教育振興基本計画の構成

開成町教育振興基本計画は、開成町教育振興基本方針に掲げる５つの方針に沿って体系的に施策目標を設定し、施策ごとに現状と課題を明らかにしたうえで目標及び目標達成のための取組みを明示します。

４．成果指標の設定

教育施策の推進に当たっては、より効果的・効率的な取組みとなるように改善を重ねていくことが必要です。また、町民に教育行政についての理解をいただくためにも取組みの成果を提示することは重要です。

この観点から、本計画の計画期間において特に重点的に取り組む事業について、達成度を測るうえで客観的な根拠となる測定指標及び達成度目標を設定します。ただし、測定指標は政策目標の一面のみを取り上げるものにならざるを得ないこと、個々の取組みの対象は毎年度異なることが多いこと、更に教育施策の目標は人の成長であり、本来、政策の評価は長期的視点に立って行われるべきものであることに留意する必要があります。

重点的に取り組む事業については、開成町教育振興基本方針を鑑みながら、計画期間中において特に本町への影響が大きいと考えられる社会環境・教育環境の変化に対応するための次の事業とします。

①生涯学習プログラムの充実

本町の人口及び高齢者の占める割合も引き続き増加していくと考えられることから、生涯の各期にわたる学習機会の確保に重点的に取り組みます。

②スポーツ・レクリエーション活動の充実

2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを契機としてスポーツに対する関心が高まっているため、生涯の各期にわたるスポーツ・レクリエーション活動の機会の確保に重点的に取り組みます。

③幼児教育の充実

2019 年度から開成幼稚園において3年間教育が始まることから、3年間を見据えた質の高い幼児教育についての研究と実践に重点的に取り組みます。

④学校教育施設の整備

特に平成30年度の夏は国内において災害ともいえる猛暑に起因する健康被害が発生するなど、猛暑から子どもたちの安全と健康を守ることが大きな課題となっていることから、学校の空調設備の整備について重点的に取り組みます。

⑤いじめや暴力行為、不登校対策の推進

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携の下、いじめ問題の克服に向けて重点的に取り組みます。

5. 計画期間

第五次開成町総合計画の基本構想は平成25年度(2013年度)から平成36年度(2024年度)までの12年間の期間であり、また基本計画は前期と後期それぞれ6年間の計画期間としており、後期基本計画は2019年度から2024年度までが計画期間となります。

開成町教育振興基本計画の計画期間は、第1期、第2期とも5年間としていましたが、第3期の計画期間は町の(後期)基本計画と整合を図る必要があることから2019年度から2024年度までの6年間の計画期間とします。

6. 計画の推進に向けた体制

開成町民一人ひとりが健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることができる社会の実現に向けて、この計画の推進にあたっては、教育委員会だけではなく、町部局、関係機関、自治会など各種団体、各学校、教職員そして、開成町の将来を担う子どもたち、開成町住民一人ひとりが連携して全町的に取り組みます。

7. 進捗状況等の点検

地教行法の規定により教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないことになっています。この点検評価の対象とする施策は、開成町教育振興基本計画に掲げる施策(教育委員会の権限に属さない施策も含む。)とします。

(1) 評価の方法

- ① 毎年度終了後、開成町教育振興基本計画に定める施策体系ごとに教育委員会事務局・町関係課により施策目標に対する達成度、取組みの状況、これらを踏まえた自己評価を記載したシートを作成します。
- ② 教育長が委嘱（任命）する委員で構成する「開成町教育改革検証会議」において①で作成されたシートに基づき自己評価の妥当性を審議します。
- ③ 自己評価及び検証会議での審議結果を踏まえ教育委員会による点検及び評価を行い、報告書を作成します。

（２）評価結果の公表

報告書は法の定めるところにより議会に提出するとともに町民に向けてはホームページで公表します。

8. 計画の見直し

第3期開成町教育振興基本計画は2024年度までを計画期間としています。これに続く次期計画は、第3期計画期間における各施策の成果や教育行政に対する社会の要請、教育環境の変化等を勘案して策定します。

なお、本計画期間中に社会状況の変化等が生じた場合は、その状況を鑑みながら必要に応じて計画を修正します。

9. 開成町教育振興基本計画の体系

開成町人づくり憲章	開成町教育振興基本方針	施 策
一 開物成務の精神にのっとり、自ら考え行動し、成すべきことをやり遂げる人づくりを行います	◇生涯を通じての学習や体力づくりをとおして、自らを高め、自立を図ります。	1 生涯にわたる学習を支援します。
		2 生涯にわたる体力づくりを支援します。
		3 子どもたちの「生きる力」を育てます。
		4 教育条件を整備します。
一 開成町民は一人ひとりが責任を持ち、力を合わせて人づくりを行います	◇町民一人ひとりがそれぞれの立場で連携しながら、子どもたちを守り育てます。	1 子どもたちの安全・安心を確保します。
		2 町民が学校を支えます。
		3 教育委員会をかえます。
一 かけがえのない命を尊び、家族や友達、地域の人々とともに助けあい支えあう人づくりを行います	◇規範意識や公共の精神を高め、他人を思いやる豊かな心を育てます。	1 家庭の教育力を高めます。
		2 他人を思いやる豊かな心を育てます。
一 歴史に学び、自然や伝統文化を愛し守り伝える人づくりを行います	◇自然や環境、歴史や伝統、芸術や文化を尊重し、私たちのふるさとである開成を大切にします。	1 歴史教育や文化・芸術活動を推進します。
		2 自然や環境を大切にします。
一 開物成務の精神にのっとり、まちづくりに自ら進んで参画し、社会に尽くす人づくりを行います	◇自治会活動をはじめとした地域コミュニティへの参画などを通じ、まちづくりに貢献します。	1 自主的なまちづくりを支援します。

事業について
(1) 生涯学習プログラムの充実 (2) 生涯学習を支える指導者の育成 (3) 生涯学習を支える施設の整備
(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) スポーツを支える指導者の育成 (3) スポーツを行うための環境の整備
(1) 「確かな学力」の育成 (2) 豊かな人間性の育成 (3) 体育や食育の充実 (4) 幼児教育の充実 (5) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実 (6) 保・幼・小・中・高の連携
(1) 学校教育施設の整備 (2) 学習指導要領への対応 (3) 教職員や学校教育を支える人材への支援の充実
(1) 子どもたちの安全・安心の確保 (2) 子どもたちの健全育成 (3) 学校給食における食品の安全確保 (4) 有害情報対策の推進
(1) 町民参加による学校支援
(1) 教育委員会の質の向上
(1) 家庭教育や家庭への支援の充実
(1) 規範意識や公共の精神の育成 (2) いじめや暴力行為、不登校対策の推進
(1) 歴史や伝統・文化に関する教育の推進 (2) 文化・芸術活動の推進 (3) 歴史的文化的遺産の保存活用
(1) 環境教育の推進
(1) 町民のまちづくりへの参加支援 (2) 勤労観、職業観を育てる教育などの充実

10. 開成町教育振興基本計画における成果指標

本計画における各施策のうち、特に重点を置く次の事業について、次のとおり成果指標を設定します。成果指標については計画期間中の目標値、または目標年次とその目標値を設定し、毎年度行う点検評価時に確認を行います。

①生涯学習プログラムの充実

町民一人ひとりが、自らを高め、豊かな人生を送ることができるように、生涯の各期にわたる学習機会の支援を充実させます。

【成果指標】生涯学習講座受講者アンケートにおける満足度の評価（５段階評価）
の平均ポイント 2024 年度 ４ポイント以上
※とても満足した（５ポイント） 満足した（４ポイント） どちらともいえない（３ポイント）
やや不満（２ポイント） 不満（１ポイント）で算定

②スポーツ・レクリエーション活動の充実

東京オリンピック・パラリンピックが 2020 年度に開催されることから、町民のスポーツに対する関心が高まっているため、町民のスポーツ参加機会の拡充を図ります。

【成果指標】スポーツ・レクリエーション事業の参加者数（年間）
2024 年度 8,900 人

③幼児教育の充実

開成幼稚園において、2019 年度から 3 年間教育が始まることから、3 年間を見据えた質の高い幼児教育について研究・実践を進めます。

【成果指標】幼稚園アンケートの評価項目、「子どもは幼稚園に行くのを楽しみにしている。」の評価 A の回答割合 計画期間中 85%

④学校教育施設の整備

社会情勢の変化に応じて子どもたちの教育環境を充実させる観点から、特に近年の猛暑対策のために、学校の空調設備設置工事を行います。

【成果指標】開成幼稚園、開成小学校、開成南小学校、文命中学校の学級として利用する普通教室及び特別教室への空調設置率 2020 年度 100%

⑤いじめや暴力行為、不登校対策の推進

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめはいかなる理由があっても許されないということの指導を徹底します。

【成果指標】神奈川県児童・生徒の問題行動等調査の定義におけるいじめの解消率 計画期間中 90%

第1章

◇生涯を通じての学習や体力づくりをとおして、自らを高め、自立をはかります。

1 生涯にわたる学習を支援します。

(1) 生涯学習プログラムの充実

現状と課題

- (ア) 近年、町民の生涯学習への意欲が一層高まっていることから、多様化、高度化する町民の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めています。
- (イ) 学ぶ機会を通じての自主的・主体的な学習活動をめざし、町民センターを中心に、生涯学習事業として、各種学級、講座、講演会を開催しています。
- (ウ) 町民一人ひとりが、自らを高め、豊かな人生を送ることができるよう、町民の生涯を通じた学ぶ意欲への支援が求められています。
- (エ) 町民の学習ニーズに対応するため、生涯学習を推進する体制づくりが求められています。

目標や取組みの方向性

生涯学習講座や瀬戸屋敷、地域集会施設などを活用した生涯学習プログラムを充実するとともに、近隣市町が実施する生涯学習プログラムの機会の提供を促進できるよう広域連携をすすめます。

また、オリンピックやパラリンピックが東京で開催されることなどがきっかけで、全国的に障がい者の生涯を通じた多様な学習支援活動が求められています。

具体的な取組み

- (ア) 町民の学習ニーズ及び社会の変化に対応した多様な学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習情報の提供の充実を図ります。
- (イ) 地域の人材や学習サポーターの発掘を図り、生涯学習講座を充実していきます。また、広い範囲の年齢層の方々が経験や能力・特技を活かし、地域の中心となって、生涯学習を推進できるようにします。
- (ウ) 地域に根差した生涯学習の拡大を図るため、「あじさい講座」などを積極的に活用し、自治会の生涯学習活動を支援するとともに、子育て支援

に関わる生涯学習情報の提供や相談体制の充実を図ります。

(エ) 小中学生を対象として「あじさい塾」を実施します。地域の人材を講師として招き、多様な体験学習の機会を提供します。

(オ) 学習成果を適切に生かすことができるように、生涯学習講座や文化・芸術活動における指導者として活動する機会の充実を図ります。

(カ) 学校、家庭、地域の連携の強化、PTAを対象とした家庭教育学級の開催などを通じて、家庭教育を支援します。

(キ) シニア層の人材を活用して、新たな生涯学習プログラムを研究して実施します。

(ク) 関係機関と連携し、障がい者の生涯を通じた学習支援活動について町民のニーズなどの実態把握に努めます。

(2) 生涯学習を支える指導者の育成

現状と課題

(ア) 生涯学習を推進するための人材は、現在、人材バンク登録者、各自治会の生涯学習推進員、婦人会や老人クラブなどの各種団体が担っていますが、年代を問わず、広く豊富な知識、行動力を備えた地域の方々にご活躍いただくことが有効です。

(イ) いつでも、どこでも、誰もが学習することができるよう、多様な学習機会の提供や生涯学習を推進する人材の育成が求められています。

(ウ) 将来を見据えた青少年の指導者を育成することが課題となっています。

目標や取組みの方向性

生涯学習推進員の育成、シニア層の活躍の場となりうる人材バンクの活用、自治会、婦人会、老人クラブ、青少年関係団体、各種文化団体等との連携強化などをおし、町民の生涯にわたる学習を支える指導者や団体を育成します。

具体的な取組み

(ア) 新たな生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの人材確保に努め、その育成を図ります。

(イ) 将来を担う青少年の指導者の育成を図ります。そのため、現在青少年指導員が行っているサマーキャンプやジュニアリーダー研修の内容を検討し、その充

実を図ります。

(3) 生涯学習を支える施設の整備

現状と課題

- (ア) 現在、生涯学習を推進する施設として、町民センター、福祉会館、瀬戸屋敷、南部コミュニティセンター、開成水辺スポーツ公園、学校施設、自治会館などがあります。これらの施設は有効に利用されていますが、開成町は人口が増加を続けており、生涯学習のニーズが多様化することが予想されることから、今後利用者の利便性を考慮する必要があります。
- (イ) 役場新庁舎の建設後は、町民センター内の事務室が移転することによって、空きスペースが生じます。生涯学習の拠点機能を充実させるため、町民センター内の空きスペースの有効活用について検討する必要があります。
- (ウ) 今後、町民の読書活動や文化活動を推進する上で、その拠点となる町民センター図書室の機能強化について検討する必要があります。

目標や取組みの方向性

町民センター、瀬戸屋敷、南部コミュニティセンター、学校施設などを拠点とする生涯学習環境を整えます。さらに、町民センターの空きスペースの有効活用を図るとともに図書室を充実していきます。

具体的な取組み

- (ア) 生涯学習を推進する施設の利用促進に努め、生涯学習の場を提供するとともに自治会、民間団体、企業等との連携を図ります。
- (イ) 役場新庁舎完成後における町民センター空きスペースの有効活用について検討を進め、生涯学習機能の充実を図ります。
- (ウ) 町民センター図書室の蔵書の充実を図ります。

2 生涯にわたる体力づくりを支援します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

- (ア) 少年・少女のスポーツ団体、体育協会などの各種団体やスポーツ推進委員の活動が盛んです。
- (イ) スポ・レクフェスティバルや各種大会、スポーツ教室を開催し、町民にスポーツの機会を提供しています。
- (ウ) 平成26年には総合型スポーツクラブが設立され、様々なスポーツの機会が提供されています。
- (エ) 子どもや若者のスポーツ参加機会の拡充や、高齢者の体力づくりの支援などライフステージに応じたスポーツ活動の推進が求められています。

目標や取組みの方向性

パークゴルフの普及・促進、各種スポーツ教室や大会の充実、自治会の体育振興への支援・連携強化、スポ・レクフェスティバルの充実、自転車利用の推進などを通し、運動の得意不得意に関わらず、誰でも楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を充実します。

具体的な取組み

- (ア) スポーツに参加する機会を拡充するため、関係団体との連携により、スポーツ教室やスポーツイベントを開催します。
- (イ) 定期的にスポーツの機会を提供し、開成町のスポーツの振興に寄与している一般社団法人総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- (ウ) パークゴルフを通じた世代間、地域間の交流を図ります。
- (エ) 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした町全体でのスポーツ交流イベントとして、2020年度に町民体育祭を実施し、その後も継続して町民のスポーツの振興を図ります。

(2) スポーツを支える指導者の育成

現状と課題

- (ア) スポーツの推進、普及には、スポーツ推進委員や体育協会が大きな役割をはたしています。
- (イ) スポーツ推進に欠かすことができない指導者の養成、発掘が必要とされています。

目標や取組みの方向性

スポーツ団体の活動を支援するとともに、指導者の指導力向上を図ります。また、新たなスポーツの指導者の養成、発掘に努めます。

具体的な取組み

- (ア) 地域のスポーツ活動の活性化を図るため、指導者の発掘、育成に取り組めます。
- (イ) 生涯スポーツの基礎を培うとともに、中学校の運動部活動の活性化を図るため、学校からの要請に対応する外部指導者派遣体制の整備に努めます。
- (ウ) 各種スポーツ団体の活動を支援します。
- (エ) 指導者の指導力向上を図るため、スポーツ団体の指導者や体育協会、スポーツ推進委員を対象にしたセミナーを開催します。
- (オ) 一般社団法人総合型地域スポーツクラブの啓発・促進を図ります。
- (カ) 自治会活動との連携を図り、町民スポーツの振興に努めます。

(3) スポーツを行うための環境の整備

現状と課題

- (ア) 町民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められています。
- (イ) スポーツ人口の増加を踏まえ、スポーツ施設の確保が課題になっています。

目標や取組みの方向性

パークゴルフ場の整備など開成水辺スポーツ公園の整備・活用促進及び指定管理者の制度の導入、南部コミュニティセンターの活用促進、体育館、グラウンド等学校体育施設の活用促進、総合型地域スポーツクラブの設置などを通じ、スポ

ーツを行うための環境を整備します。

具体的な取組み

- (ア) 町民がスポーツに親しむことができるような環境づくりを進めるため、民間企業との連携も視野に入れたスポーツ施設の整備活用を検討します。
- (イ) 学校体育施設の利用を進め、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として有効活用を図ります。
- (ウ) 多くのスポーツ団体が学校体育施設を利用し、スポーツ活動を行うことができるよう、スポーツ団体間の調整を図ります。
- (エ) 指定管理者との連携を強化し、開成水辺スポーツ公園の施設・設備の充実を図ります。
- (オ) スポーツ施設の安全性や利便性の向上を図るため、適切な維持を行います。

3 子どもたちの「生きる力」を育てます。

(1)「確かな学力」の育成

現状と課題

- (ア) 小学校及び中学校において各教科の指導内容の習得や定着を目指して、日々工夫した教育活動を行っています。また、教職員は校内の研究に熱心に取り組む、自らの授業を学年会あるいは部会等で振り返り、授業改善につなげています。
- (イ) 平成26年度から平成30年度の全国学力・学習状況調査において、小学校国語A・B、算数A、及び中学校すべての教科とも、「主として『知識』に関する問題」については、全国の平均正答率と同程度であり、相当数の子どもたちが、概ね理解しています。しかし、平成29年度、平成30年度は小学校算数Bにおいて全国の平均正答率と比べてやや低い結果となっています。
- (ウ) 小学校では担任が、中学校では教科担任がALT（外国語指導助手）とともに国際理解教育を実施しています。さらに国際理解教育を進めるため、地球規模で物事を考える力や相手（外国）を尊重する気持ちなどを醸成し、グローバルな人材の育成につなげる必要があります。
- (エ) 子どもたちの主体的に学習に取り組む態度の育成や学習習慣の確立は重要な課題であり、わかる授業づくり、めあてや計画の設定など、学校は家庭と協力しながら、取組みを進めています。
- (オ) 幼稚園、小学校及び中学校において、朝読書や読み聞かせを実施しています。子どもたちの読書活動の定着・推進のために「開成ファミリー読書デー」などを活用していますが、さらに充実が望まれます。

目標や取組みの方向性

個別学習、小学校低学年から中学年における反復学習、子どもたちのつまずきやすい学習内容の指導の充実など子どもたちの発達や学年の段階に応じた指導の充実、読書活動の更なる推進などを通じて、グローバル人材の育成を意識し、子どもたちの「生きて働く」知識・技能の習得や理解を確立し、その活用を図ります。

新しい時代に求められる資質・能力を見据え、「伝え合い、学び合う」ことのできる力を育成するための授業改善、観察・実験やレポートの作成、論述など言語活動の充実を図ったり、知識・技能を活用する学習活動の充実を図ったりすることなどによって、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育成します。

家庭学習の習慣化を図るとともに、主体的に学習に取り組む子どもたちを育

成します。

具体的な取組み

- (ア) 小学校及び中学校においては、全国学力・学習状況調査の結果などを踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得のみならず、習得した知識・技能を活用して自分の考えを表すための機会を各教科で確保し、表現する力の育成などによる学力向上に努めます。また、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、課題が見られる教科については授業の中での学びづくりに活かしていきます。
- (イ) 小学校及び中学校においては、子どもたちの興味・関心・意欲を引き出すために、教員が授業や教材の研究により、毎日の教育活動を工夫して進め、子どもたちの学ぶ気持ちを育てます。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ります。
- (ウ) 全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえ、家庭学習の在り方について、学校・PTAと協働して家庭に呼びかけます。
- (エ) 読書活動については、基礎的・基本的な知識の習得だけではなく、子どもたちの豊かな心の育成に効果があることを念頭におき、学校図書館の本の整備、「ファミリー読書デー」の啓発や、乳幼児期における家庭での読書活動支援のために「開成町ブックスタート」を実施するなど、子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりを行うことで、読書活動の推進を図っていきます。

※「生きる力」

学習指導要領の理念で、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスのとれた力のこと。

※「グローバル人材」

自国を基準にして物事を考えるのではなく、地球規模で広く物事を考えることができる人材のこと。

※資質・能力

学習指導要領において、新しい時代に求められる資質・能力を「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で整理している。

（２）豊かな人間性の育成

現状と課題

- （ア）子どもたちの生活が多忙になり、豊かな人間性や社会性を育むための生活習慣・自然体験、友だちや地域の人たちとの交流などの機会が少なくなってきています。
- （イ）地域の各団体、保護者をはじめとした地域住民の協力により、子どもたちの安全を確保するために、登校指導や下校見守り、あいさつ運動が行われており、町全体での活動に広がってきています。
- （ウ）小学校及び中学校においては、学習指導要領に基づいて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどをおして、道德教育を指導しています。しかし、自己肯定感や自己有用感が低いこと、人間関係を築く力や集団活動をととした社会性の育成が不十分であることなど、課題があります。
- （エ）幼稚園においては、幼稚園教育要領に基づいて、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるように指導しています。
- （オ）平成26年度から平成30年度の全国学力・学習状況調査において、「学校の決まりは守っていますか」との質問に、ほぼ全員の子どもたちが当てはまると回答しました。

目標や取組みの方向性

学校や地域において、各種体験活動を計画し、自己肯定感や自己有用感を育成し豊かな人間性を育むための機会をつくります。また、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちに豊かな人間性を育むために、町全体で子どもたちを見守り、育てていきます。

学校教育において、道德教育・人権教育・福祉教育の充実に努めます。

具体的な取組み

- （ア）学校、地域、家庭において体験活動を推進します。その際、地域との連携を深めるために地域人材の活用に努めます。
- （イ）マナーなど大人自身が子どもたちの模範となれるような生涯学習のための機会をつくり、子どもたちを見守ります。
- （ウ）子どもたちが高齢者や障がいのある方と交流したり、町の行事へ参加し

- たりして、自他の生命を尊重する心、感謝する心、思いやりの心や譲り合いの心などをはぐくみ、社会性や道徳性が高められるように指導します。
- (エ) 学習指導要領に基づいた「特別の教科 道徳」を実施し、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて実践していきます。「考え、議論する道徳」への転換を図り、学校における道徳教育の授業の在り方研究を進めます。
- (オ) 人権教育・福祉教育について機会をとらえて実施し、認知症サポーター養成講座を実施して認知症高齢者に対する理解を深めるなど、他人に対して配慮ができる子どもたちを育てていきます。

(3) 体育や食育の充実

現状と課題

- (ア) 運動する子どもとそうでない子どもの二極化や子どもたちの体力低下傾向が課題であり、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に取り組んでいます。
- (イ) 子どもたちの偏った栄養摂取や食生活の乱れが無いよう、家庭への啓発を行いながら、食に関する指導の充実を学校・家庭・地域が一体となって推進しています。
- (ウ) 平成29年度全国体力運動能力、運動習慣等調査の実技に関する調査結果において、小学校の男女ともに全国平均、県平均と比較すると、種目によって違いはあるものの、平均的な結果を示しています。中学校の男女については、50m走において全国平均、県平均を上回っているものの、他の種目は下回っています。
- (エ) 開成幼稚園で3年間教育が始まることから、3歳児に対しての運動や食に関する指導を始めます。

目標や取組みの方向性

幼いころから体を動かすなど体力の向上及び健康の保持・増進策の充実につなげ、スポーツをする楽しさに気付かせ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力や豊かな人間性・社会性を育成します。

また、各教科を通じて望ましい食習慣の形成を図り、栄養教諭が中核となり学校給食を活用した実践的な指導、また地場産物の活用により食育を充実します。

具体的な取組み

- (ア) 幼稚園においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、その楽しさを感じることや友だちと楽しく食事をするなどの食に関する活動を通して、幼児の心身の健やかな成長を増進します。
- (イ) 開成幼稚園で3年間教育が始まることから、3歳児からの発達に応じた運動や食に関する指導の研究・実践に取り組みます。
- (ウ) 小学校、中学校においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを踏まえ、体育科や保健・体育科において子どもたちに体を動かすことの喜びを味わせるとともに大切さを認識させ、運動能力や体力の向上に取り組みます。
- (エ) 小学校、中学校においては、各教科や給食の時間等を通じて、望ましい栄養や食事の摂り方、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、望ましい食習慣の形成、地元の産物等を理解することなどを総合的にはぐくみます。

(4) 幼児教育の充実

現状と課題

- (ア) 幼稚園には、いろいろな特性を持った子どもが在籍しており、個々の子どもに応じたきめ細やかな教育を行っています。平成30年度は、「心豊かでたくましく生き生きとした子どもを育てる」をテーマに園内研究を行い、幼児教育の充実を図っています。
- (イ) 少子化、核家族化の進行や地域社会の連携の希薄化により、幼児を取り巻く環境の変化が進行しています。
- (ウ) 家庭や社会の多様化により、育児・しつけに不安や悩みを抱える保護者が増加しています。
- (エ) 幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題があり、その後の学力や運動能力に与える影響を考え、幼児期から高い教育を提供することの重要性が高まっています。

目標や取組みの方向性

平成31年4月から開成幼稚園において3年間教育を始めることから、3年間を見据えた質の高い幼児教育について研究と実践を進めます。また、幼稚園教員の処遇の適正化の検討などを通じ、幼児教育を充実します。

預かり保育を実施することで子育て支援の充実を図ります。

具体的な取組み

- (ア) 平成31年度から開成幼稚園において3年間教育が始まることから、幼児期における教育の質の向上を図り、3年間を見据えた質の高い幼児教育について研究と実践を進めます。
- (イ) 開成幼稚園において3年間教育が始まることにより園児数が増えることから、幼稚園教諭等の適正な配置について検討を行います。
- (ウ) 預かり保育の実施や臨床心理士の派遣などを通じ、子育て支援を充実します。

(5) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実

現状と課題

- (ア) 配慮を要する子どもたちのために、幼稚園、学校へ生活支援員、学習支援員の派遣等を行い、きめ細かな教育を実施し、子どもたちへのサポートを継続しています。
また、子どもたちの障がいの重度・重複化、多様化が進行しており、就学相談の充実等が課題となっています。よりよい成長を促すために、保護者とともに有効な支援の構築に努めています。
- (イ) 外国籍児童生徒への対応が求められており、学校に外国籍児童生徒に対する支援のための人材の配置を行っています。

目標や取組みの方向性

特別支援教育及び外国籍児童生徒への教育の推進などを通じ、特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実します。

具体的な取組み

- (ア) 障がいがあるなどの配慮を要する子どもたちの数が増加していることから、生活支援員の配置・派遣事業などを通じて、子どもたちへのきめ細かな学習指導や生活指導を充実します。
- (イ) 外国籍児童生徒に対する教育については、引き続き、母国語を話せる支援員の配置など、きめ細かな指導を行っていきます。

(6) 保・幼・小・中・高の連携

現状と課題

- (ア) 幼稚園、小学校、中学校が連携を図り、教員が他校・他校種の授業参観や研究会への参加を行っています。
- (イ) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校が連携を図り、ものづくり体験、食品づくり体験、果物・野菜甘さ比べ体験、園芸体験、収穫体験、文化交流などの体験活動の機会を子どもたちに与える事業を実施し、子どもたちから好評を得ています。しかし、高等学校の教育課程の改訂で、内容の検討がこれからの課題となっています。また、幼稚園・保育所と小学校の園児・児童の交流や、幼稚園と中学校の園児と生徒との交流、小学校6年生と中学生との交流も行われています。異校種間の子ども同士、良い影響を与え合っています。今後も良い影響を与え合う連携・交流が望まれます。
- (ウ) 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校において、子どもたちに関する情報交換を教員同士で行っていますが、さらにきめ細かな対応を行うことが課題となっています。

目標や取組みの方向性

小・中学校の教育課程を見通した教育の実施、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携による小1プロブレムや中1ギャップへの対応をします。

幼稚園・保育所・学校と神奈川県立吉田島高等学校等との連携強化、個人情報取扱いに留意した上での学校間における子どもたちの情報の共有化などを通じ、保・幼・小・中・高が連携した教育を推進します。

具体的な取組み

- (ア) 子どもたちに対し、きめ細かな対応を行うとともに不登校やいわゆる小1プロブレム、中1ギャップなどの問題に取り組むため、引き続き、個人情報取扱いに留意した上で、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校など、学校間における子どもたちの情報の共有化を図り、子どもの個々の支援シートを活用するなど、円滑な接続を目指します。
- (イ) 保育所と幼稚園が学校との交流をより一層深めるよう支援します。
- (ウ) 「幼・小・中・高体験連携事業」について、内容の充実や新しい交流方法などを検討します。
- (エ) 県立吉田島高等学校が「個を活かす多様な教育」「特色ある教育活動の

展開」「特別活動の活性化・ガイダンス機能の充実」を基本コンセプトとした全日制専門学科に改編されたことを踏まえ、地域と密着した連携や交流をしていただくよう依頼をしていきます。

4 教育条件を整備します。

(1) 学校教育施設の整備

現状と課題

- (ア) 児童数の増加やより良い教育環境を提供する観点から、平成22年4月に開成南小学校を開校しました。
- (イ) 平成23年度から平成25年度までの3か年で開成小学校の大規模改修工事を実施し、子どもたちの教育環境を整備しました。
また、平成28年度から29年度までの2か年で開成幼稚園の大規模改修工事を実施し、平成31年度から開始する3年間教育に向けて教育環境を整備しました。
- (ウ) 文命中学校について、空調設備の設置や老朽化に伴う適切な改修が課題となっています。
- (エ) 教育を取り巻く社会情勢の変化に対応するための学校教育施設の改修、改良を今後とも行っていくことが課題となっています。

目標や取組みの方向性

第五次開成町総合計画に掲げる子どもに視点をおいたまちづくりを実現するために、社会情勢の変化に応じて子どもたちの教育環境を充実させる観点から、学校教育施設の整備に努めます。

特に、文命中学校については空調設備設置工事を行うなどの整備を行い、町の魅力向上の一助となるよう努めます。

具体的な取組み

- (ア) 近年の猛暑対策のために、文命中学校の空調設備設置工事を行います。
- (イ) 文命中学校の教育環境の充実や施設の老朽化に対応するため、改修工事について関係者等の意見を伺いながら検討し、整備を行います。
- (ウ) 社会情勢の変化等を適切に捉えながら、町部局と調整のうえ、園・学校施設について、必要な改修等を行っていきます。

(2) 学習指導要領への対応

現状と課題

- (ア) 新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増しており、社会の変化を正確に予測することが困難な時代に、一人ひとりが未来の創り手となり、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために求められる資質・能力を育むことをめざし、平成29年に新幼稚園教育要領、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が告示されました。
- (イ) 各学校において、教育環境整備の推進や指導体制の充実が着実に実施されています。
- (ウ) さらなる教育活動の充実や、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえたきめ細かい支援が求められています。

目標や取組みの方向性

学習指導要領が着実に実現されるように、引き続き指導体制・教材等の整備に取り組みます。特に、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成に向け、各教科をとおして言語活動の充実のための取組みを推進します。また、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度の育成に取り組みます。

具体的な取組み

- (ア) 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に対応するため、小学校の外国語科・外国語活動（以下、「外国語教育」という。）の教材をはじめとして、幼稚園・小学校・中学校において必要とされる教材・備品・ICT環境などを整備します。
- (イ) 外国語教育の充実を推進するため、外国語に堪能な地域人材を活用します。
- (ウ) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、各教科において支援員やスクールボランティアをはじめとした地域教材・人材を活用し、コミュニティ・スクールの特色を生かしたきめ細かな指導に取り組みます。
- (エ) 学習指導要領における「プログラミング教育」の実施について研究を行い、子どもたちのプログラミング的思考を育むための指導に取り組みます。

※言語活動

基本的な国語の力を定着させるため、言葉の美しさ、リズムを体感させるとともに、発達に応じて記録、要約、説明、論述といった内容を学習していくこと。

※プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近

づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

(3) 教職員や学校教育を支える人材への支援の充実

現状と課題

- (ア) 小学校、中学校では、教科等の研修会に外部講師を招くなどして、専門性を高めています。
- (イ) 幼稚園については、専門的な教職員の研修を行っていますが、幼児教育の充実などの取組みにあわせ、研修を充実させていくことが必要となっています。
- (ウ) 教職員の健康管理については、労働安全衛生法を遵守するための産業医による健康相談等を実施していますが、教職員に対するさまざまな要請等は増加しており、これに対応する教職員の健康管理の徹底に努める必要があります。

目標や取組みの方向性

幼稚園、小学校、中学校における教育課題に対応するために、教職員の研修の充実を図ります。

教育を支える教職員の健康管理の徹底を図るとともに、学校内での問題解決やコンプライアンス（法令遵守）についての研修を充実することで、教職員の資質能力を高める支援を推進します。

具体的な取組み

- (ア) 幼児教育の充実や教育課題に対応するために、幼稚園教員の研修の充実を図ります。
- (イ) 教職員に対し、さまざまな教育課題等に適切に対応していくための教育講演会の実施、本町のまちづくり全般の取組みを知る研修、学校支援に関わる研修、コンプライアンス（法令遵守）に関する研修等の充実を図ります。
- (ウ) 教職員の健康管理については、産業医による健康相談、職場巡視やストレスチェック等を引き続き実施するとともに、超過勤務の状況を把握し健康管理を徹底します。

第2章

◇町民一人ひとりがそれぞれの立場で連携しながら、子どもたちを守り育てます。

1 子どもたちの安全・安心を確保します。

(1) 子どもたちの安全・安心の確保

現状と課題

- (ア) 子どもたちの安全を確保するために、地域の団体、保護者をはじめとした地域住民の協力により、登校指導やあいさつ運動等様々な活動が行われていますが、参加者を増やし、町全体での活動に広げる必要があります。
- (イ) バリアフリーに対応した学校施設を整備していくように努めています。
- (ウ) 安全安心な子どもの居場所づくりとして、学校及び地域のボランティア等の協力を得て、遊びやスポーツなどをして過ごす「放課後子ども教室」を実施しています。また、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の生活の場を提供することで健全育成を図る「放課後児童クラブ」を実施しています。

目標や取組みの方向性

防災、防犯やバリアフリー対策等のために必要な学校施設や安全マニュアル等の整備、登下校指導の充実等を通じ、子どもたちの安全・安心を確保します。
放課後における子どもの居場所づくりの見直し、検討をすすめます。

具体的な取組み

- (ア) 学校施設のバリアフリーについては、子どもたち等の状況により、導入を検討します。
- (イ) 町が実施する防災や防犯等に関する危機管理職員研修講座に、学校の教職員の参加を促し、危機管理の意識を高めます。
- (ウ) 開成町学校・地域安全推進委員会の活動を活性化するために、広報活動を充実させ、住民に対し各種活動の周知を図り多くの住民の参加を促します。
- (エ) 子どもの年齢、経験に適した交通マナー・ルールを認識させ、交通安全に努めさせます。
- (オ) 子どもたちの放課後における安全な活動拠点を設けるために、子どもたち

が慣れ親しんでいる学校施設を利用して、地域の人材などの協力を得て「放課後子ども教室」の充実を図っていきます。また、運営に際しては「放課後児童クラブ」との連携を図ります。

(2) 子どもたちの健全育成

現状と課題

- (ア) 核家族化や少子化の進行、携帯電話などのモバイル端末の急速な普及による有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しています。
- (イ) 青少年の健やかな成長は、社会の発展の基礎をなすものであることから、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすとともに、これまで以上に相互連携を深め、一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- (ウ) 青少年が健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を育み、積極的に社会に参画することができるようにするため、ボランティア活動、地域活動、体験学習などの活動の場や機会の充実を図る必要があります。
- (エ) 青少年活動が幅広く展開できるよう、地域での取組みを行うために必要な指導者の育成を図る必要があります。
- (オ) 平成27年度から、北海道幕別町との青少年交流事業を再開しました。両町の将来を担う人材を育成するために、小学生を中心に相互派遣を行っています。

目標や取組みの方向性

ジュニアリーダーの育成や研修会の充実、体験学習やボランティア活動の推進、青少年指導員連絡協議会、子ども会、青少年健全育成会等の活動の支援を通じ、地域を担う青少年の人材を育成します。

「開成町学校・地域安全推進委員会」などの活動の充実、警察などの関係機関・近隣市町との連携強化などを通じ、犯罪から青少年を守るとともに、青少年犯罪を未然に防ぎます。

具体的な取組み

- (ア) 青少年の健全育成を図るため、異世代間交流の推進や地域教育力の向上、青少年関係団体や自治会との連携・協力体制の充実に努めるとともに、他関係機関との連携を密にします。

- (イ) 青少年及び青少年団体がボランティア活動や町のイベント・行事に参加できるよう、活動の場や情報提供などを行うことで参加を促進します。
- (ウ) 中学生地域交流ゲートボール大会や瀬戸屋敷等を活用した宿泊体験事業などの充実を図るとともに、青少年関係団体や地域住民と子どもたちが交流できる機会を増やします。
- (エ) 北海道幕別町等との相互派遣を通じて開成町・他自治体の歴史、生活文化等を学ぶ交流事業を行うことで、将来を担う人材を育成します。

(3) 学校給食における食品の安全確保

現状と課題

- (ア) 町内全ての幼稚園、小学校、中学校で完全給食を実施しています。
- (イ) 開成小学校、開成南小学校では給食調理業務を民間委託しています。
- (ウ) 食の安全面や衛生管理の向上を図る観点から、施設の必要な改修や給食調理員の研修を実施していますが、より一層充実することが課題となっています。

目標や取組みの方向性

地産地消の推進や給食施設の整備などを通じ、子どもたちに安全でおいしい学校給食を提供します。

具体的な取組み

- (ア) 町農政担当課とも連携し、開成弥一芋や足柄平野の米をはじめとした地場農産物を学校給食に多く供給できるように努めます。
- (イ) 学校給食の衛生と安全な調理のため、給食備品類の更新や給食施設の整備を図ります。
- (ウ) 学校給食における食品の安全を確保するために、園・学校に食品安全に関する情報を速やかに提供します。また、研修を充実させます。
- (エ) 開成小学校・開成南小学校以外の園・学校での給食調理業務民間委託の実施について検討します。

（４）有害情報対策の推進

現状と課題

- （ア）スマートフォンや携帯電話などから、インターネット上の有害情報に接することで、犯罪被害などに遭う事件が全国的に後を絶ちません。特にスマートフォンの普及により、他人を誹謗中傷するようないじめや迷惑行為の発生が問題となっています。便利な反面、子どもたちが巻き込まれる危険性のあることを十分理解させて使用させる必要があります。
- （イ）児童・生徒が、無料通話アプリやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用などを通じて、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、ネット詐欺・不正請求などの「ネット被害」、ＳＮＳを通じたトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。

目標や取組みの方向性

子どもたちにとって、情報の危険性、必要性等について、自分で判断できるように指導します。

携帯電話・スマートフォンやインターネット等の有害情報から子どもたちを守る取組みを推進します。

具体的な取組み

- （ア）子どもたちの携帯電話の学校内への持ち込みは禁止されていますが、使い方に関するルールについては家庭と連携を図ります。また、インターネットの利用方法について情報教育を継続して実施するとともに、保護者に対してもインターネットの利用方法についての啓発を行います。
- （イ）ネットパトロールなどを活用し、インターネット上のトラブルにつながる事案が発生しないよう監視するとともに子どもたちに危険性を啓発していきます。
- （ウ）町では、毎年県で実施している青少年を取り巻く社会環境の調査等に協力しており、今後も調査協力をしていきます。これは、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する資料となるものです。
また、町の判断で、神奈川県青少年保護育成条例の「有害図書類」に関する立ち入り調査を行います。

2 町民が学校を支えます。

(1) 町民参加による学校支援

現状と課題

- (ア) 園・学校を支援するスクールボランティアには、保護者や地域住民に参加を呼びかけ、平成29年度の実績として、園・学校合わせて延べ400名を超える協力を得ています。
- (イ) 開成町の全ての町立園・学校を学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」に指定しています。園・学校は、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民の代表が一定の権限と責任を持って学校運営に参画しています。また、充実した運営をするために園・学校間の連携による研究を進めています。
- (ウ) 学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアとして参加を調整するコーディネーターの配置を課題としています。
- (エ) 教職員が多忙化していることもあり、地域ぐるみで学校を支え、子どもたちのよい学びを促すコミュニティ・スクールの更なる研究の推進が課題となっています。

目標や取組みの方向性

保護者や地域住民が教育委員会及び学校とともに学校運営に関わっていくコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進、園・学校の学校運営協議会でつくる合同学校運営協議会の設置などをおして、町民が学校を支える体制を整えます。

また、学校運営協議会の一層の充実により、学校を拠点としたスクール・コミュニティによる地域の活性化に努めていきます。

具体的な取組み

- (ア) コミュニティ・スクールは学校、地域、家庭が連携して学校運営を支える制度として、町の特色を踏まえながら推進します。
- (イ) 学校支援ボランティアの活動を推進させるための手立てをとりながら、学校運営協議会制度を活用していきます。また、コーディネーターの設置を検討す

るとともに、活用法を工夫して学校への支援に取り組みます。

(ウ) 町内全てのコミュニティ・スクールの委員が参加する合同会議を開催することで、情報の共有や園・学校間での連携を図ります。

(エ) コミュニティ・スクールだよりを発行し、開成町のコミュニティ・スクールに関する取組みについての周知を図ります。

3 教育委員会をかえます。

(1) 教育委員会の質の向上

現状と課題

- (ア) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされています。
- (イ) 開成町教育委員会の定例委員会の開催については、事前の告示により周知を図り会議を公開し、その議事要旨については、開成町ホームページにおいて公表していますが、さらに開かれた教育委員会会議を開催することにより、教育行政に関して住民に関心を持っていただくことが課題となっています。
- (ウ) 学習指導要領の改定により、外国語科など新たな教科の導入が進められており、教材の選定など子どもたちの学習環境や、教員側の体制について総合的に整備を進めていく必要があります。

目標や取組みの方向性

教育に関する点検・評価にあたっては、分かりやすさを重視して実施するとともに議会への報告や町民への公表などにより、教育委員会の取組みを町民に広く周知することで町民の関心を高めていきます。

また、新たな教科書の選定にあたっては、子どもたちが適切に学習できるよう十分に配慮するとともに、教職員の教えやすさといった観点を踏まえて選定を進めます。

「開成町教育振興基本計画」による施策の確かな実施と、必要な予算の確保で各種の課題に対して適切かつ迅速に対応していきます。

具体的な取組み

- (ア) 教育に関する点検・評価の実施については、町民にわかりやすい内容にするとともに、開成町ホームページ等を通じて公開することにより、公開性を高めていきます。
- (イ) 新たな教科書の選定にあたっては、子どもたちが適切に学習できるよう十分に配慮するとともに、教職員の教えやすさといった観点を踏まえて選定を

進めます。

- (ウ) 教育の町「かいせい」を具現化するために、教育に対する予算の確保に向けて努力していきます。
- (エ) 町民に開かれた教育委員会会議を開催するため、時間帯や会場を工夫します。
- (オ) 園・学校の子どもたちの状況を把握するため学校訪問を行います。また、園・学校の教職員との意見交換の機会を設け、教育現場の状況についての共通認識を図り、より良い教育環境を整えます。

第3章

◇規範意識や公共の精神を高め、他人を思いやる豊かな心を育てます。

1 家庭の教育力を高めます。

(1) 家庭教育や家庭への支援の充実

現状と課題

- (ア) 家庭教育学級については、幼稚園、小学校、中学校各PTAが独自に、また連携・協力し合い、事業を実施しています。3歳児学級については、同じ3歳児の子どもを持つ母親同士が交流をもち、サークルをつくり、子育ての情報交換や親子での楽しい活動を行っています。教育関係者や小児科の医師など専門家の話がとても勉強になったなど好評です。
- (イ) 家庭教育学級や3歳児学級について、現在、保護者がかかえている悩みや課題などを検討するとともに、参加者が家庭教育の重要性について認識を深めることを促す施策を研究する必要があります。
- (ウ) PTA指導者研修会においては、広報づくり研修会、成人教育委員・学年学級委員の研修会を開催し、各委員会の活動に寄与しています。
- (エ) 教育講演会については、園・学校の実情にあった課題をテーマとして実施しています。
- (オ) 町民センター図書室については、年間延べ1万6772人（平成29年度）が利用しています。広報かいせいに「図書室だより」コーナーを設け、推薦図書や新規購入図書を紹介して周知を図っています。また毎月、子どもの広場での簡単な工作やおはなし会を通じて、子どもたちの感性を深めていける取組みを進めています。

目標や取組みの方向性

幼・小・中の家庭教育学級やはじめての3歳児講座（3歳児学級から名称変更）の充実、PTA指導者研修会の充実、教育講演会の充実などを図って家庭教育を支援します。

家庭における読書活動の推進、「早寝、早起き、朝ごはん」など望ましい生活習慣の家庭への啓発などを通じ、家庭の教育力を高めます。

また、関係機関との連携を図り、家庭への支援を充実します。

具体的な取組み

- (ア) 教育は学校だけで行うものではなく、家庭での教育が基本となることから、保護者を対象とした家庭教育学級の充実や学校、家庭、地域での教育が十分連携できるようにします。
- (イ) 教育講演会、家庭教育学級、はじめての3歳児講座など保護者に対しての学習メニューの改善と充実を図ります。
- (ウ) 家庭における読書活動を推進していくために、町民センター図書室の整備や蔵書の整備を図っていきます。また、引き続き、推薦書の周知など、家庭において、子どもたちが、読書を通じて、感性を深めていけるよう取組みを進めていきます。
- (エ) 開成町要保護児童対策地域協議会等を通じて、要保護児童及びその家族への適切な支援に関し、関係機関との連携を図ります。

2 他人を思いやる豊かな心を育てます。

(1) 規範意識や公共の精神の育成

現状と課題

- (ア) 地域の各団体、保護者をはじめとした地域住民の協力により、子どもたちの安全を確保するために、登校指導や下校見守り、あいさつ運動が行われており、町全体での活動に広がってきています。
- (イ) 学校においては、学習指導要領に基づいて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して、道徳教育を行っています。しかし、自己肯定感や自己有用感が低いこと、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分であるなど、課題があります。
- (ウ) 小学校、中学校においては、平成26年度から平成30年度の全国学力・学習状況調査の「学校の決まりは守っていますか」との質問に、ほぼ全員の子どもたちが当てはまると回答しました。

目標や取組みの方向性

あいさつ運動や登校指導などの参加の呼びかけや、大人自身が子どもたちの模範となる啓発活動などの施策の推進、学校における道徳教育や人権教育の充実、福祉会館等における社会奉仕体験活動の促進などによって、町民一人ひとりの規範意識や公共心を高めます。

具体的な取組み

- (ア) 広報等をとおして、開成町学校・地域安全推進委員会が実施しているあいさつ運動や登校指導に、より多くの町民にご参加いただけるよう周知を図ります。
- (イ) マナーなど大人自身が子どもたちの模範となれるような生涯学習のための機会をつくれます。
- (ウ) 「特別の教科 道徳」の実践をとおして、児童生徒が考え・議論する中でお互いを認め合い他の意見を尊重し合うことで、自己肯定感や自己有用感を高める指導を行います。
- (エ) 子どもたちが高齢者や障がいのある方とのふれあい、町の行事への参加などをとおして、自他の生命や動植物を尊重する心、感謝する心、思いやりの心や譲り合いの心などをはぐくみ、社会性や道徳性を高めるよう指導します。

(2) いじめや暴力行為、不登校対策の推進

現状と課題

- (ア) 平成29年度文部科学省調査の結果においては、小学校及び中学校で暴力行為が発生しており未然防止等の取組みを強化していく必要があります。
- (イ) 不登校児童生徒数は、平成27年度から増加傾向にあり、適応指導教室やフリースクール等への通室もあり改善がなされていますが、深刻な課題となっています。
- (ウ) いじめの認知件数は増えてきており積極的な認知に努めていますが、より感度を高め、早期発見・早期解消に向けて取り組む必要があります。
- (エ) 小学校、中学校においては、平成26年度から平成30年度の全国学力・学習状況調査の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、ほぼ全員の子どもたちが当てはまると回答しました。
- (オ) いじめや暴力行為をしない、許さない環境・雰囲気为学校の中のみならず町全体につくるために、学校や警察をはじめとした外部機関との連携を図った未然防止の取組みの強化が必要です。
- (カ) 各種教育相談やコーディネーターによる関係機関との連携などの確かな支援策を構築していく必要があります。

目標や取組みの方向性

いじめ防止対策推進法に基づき、学校においていじめはいかなる理由があっても許されないということの指導を徹底します。

学校における相談体制の整備、町民や関係機関等との連携協力の強化などによって、いじめ、不登校、暴力行為等の課題を無くします。

具体的な取組み

- (ア) 幼稚園、小学校、中学校、教育委員会が連携して、いじめ、不登校、暴力行為等生徒指導に関する問題を協議する開成町幼児・児童・生徒指導担当者会議を開催し、子どもたちの情報を共有するなど確かな連携づくりに取り組みます。
- (イ) 幼稚園や保育所、小学校、中学校の学校間連携を密にし、不登校やいわゆる小1プロブレム、中1ギャップなどの問題に取り組みます。
- (ウ) 適応指導教室運営や心の教室相談員派遣事業等既存の事業だけではなく、中学校において、生徒指導上の問題を抱える子どもを支援する支援員を派遣し、学校における相談体制の充実を継続させます。

第4章

◇自然や環境、歴史や伝統、芸術や文化を尊重し、私たちのふるさとである開成を大切にします。

1 歴史教育や文化・芸術活動を推進します。

(1) 歴史や伝統・文化に関する教育の推進

現状と課題

- (ア) 矢倉沢往還を多くの人に知ってもらうため、平成27年度から秦野市、南足柄市、松田町、大井町、開成町の2市3町で組織する研究会で原稿を作成しました。平成30年度に冊子が完成し、関係機関等へ配布するとともに、有効的な活用を進めています。
- (イ) 平成30年は明治150年の記念の年です。それに合わせ、町内に伝えられてきたさまざまな貴重な行事を「開成町の年中行事」として文化財保護委員会がまとめ、冊子を刊行しました。
- (ウ) 若い世代にも郷土史に興味を持ってもらえるよう、開成町の歴史に関する情報を収集し、学校や地域の方々への情報発信に努めています。

目標や取り組みの方向性

足柄地域の歴史や伝統文化の調査・研究並びに伝承、地域を題材とした教材等の充実、歴史講座の開催などを通じ、歴史や伝統文化に関する教育を進めていきます。特に、町名の由来となっている「開物成務」の意味を子どもたちから教えます。

具体的な取り組み

- (ア) 町の重要文化財である瀬戸屋敷や刊行された出版物等を活用し、足柄地域の歴史や伝統文化に関する教育を充実します。
- (イ) 町名の由来となっている「開物成務」の意味については、小学校3・4年生の社会科で活用している副読本「わたしたちのまち開成」に掲載された内容を扱うことによって、子どもたちに早い時期から学ぶ機会を確保します。

（２）文化・芸術活動の推進

現状と課題

- （ア）価値観の多様化が進み、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める傾向が強まっており、日常生活の中で、優れた芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることの重要性が増しています。
- （イ）毎年開催するかいせい文化祭において、書道、詩吟、コーラスなどの２６団体（平成30年度時点）が所属する開成町文化団体連絡協議会を中心とした各種文化団体が、その成果を披露しています。また、自治会においても文化祭が開催されるなど、地域での文化活動が活発に行われています。
- （ウ）町民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、関係団体への支援や活動の成果を発表する場の充実を図る必要があります。
- （エ）多くの町民、多くの年齢層が文化・芸術活動に親しむことができるようにするため、文化・芸術活動に触れる機会の充実を図る必要があります。
- （オ）文化団体の会員の高齢化が進んでおり、活動を維持していくためにも若い世代の会員や新規加入団体を増やしていく必要があります。

目標や取組みの方向性

町民の自主的な文化・芸術活動を支援します。

具体的な取組み

- （ア）新たな文化団体の発足を総合的に支援します。
- （イ）文化団体の後継者の育成や、文化団体への若年層の参加を促進します。
- （ウ）文化・芸術活動の活性化を図るため、活動に参加する機会、成果を発表する機会、作品を鑑賞する機会の充実を図ります。また、活動の拠点となる施設の活用を促進します。
- （エ）文化・芸術活動に優れた団体や個人の情報収集に努めるとともに、文化団体や自治会との相互の連携により、町文化祭や地域の文化祭・文化展の充実を図ります。

(3) 歴史的文化的遺産の保存活用

現状と課題

(ア) 町内には国や県の重要文化財は存在しませんが、町指定の重要文化財のほか、町内各所に史跡等が点在しています。また、民具等保存品も多く、これらを保存するとともに展示するなど有効に活用する必要があります。

(イ) 町の遺跡等を住民に周知し、町の歴史や文化に対する意識の醸成を図る必要があります。

目標や取組みの方向性

町指定重要文化財（瀬戸屋敷・円通寺観音）の保存、地域の文化的遺産や民具などの展示並びに活用促進、史跡等の案内板の整備などを通じ、歴史的文化的遺産を保存するとともに、地域の教育資源としての利活用についても町部局と調整し、検討していきます。

具体的な取組み

(ア) 町の重要文化財や民具等について保全するとともに、広報やホームページ等を通じて、住民に対してその存在や歴史等について周知に努めます。

(イ) 町指定重要文化財である瀬戸屋敷を地域の教育資源として利活用する方法について町部局と調整し、研究を進めます。

2 自然や環境を大切にします。

(1) 環境教育の推進

現状と課題

- (ア) 幼稚園においては、環境の大切さについて学ぶために、幼児たちが保護者と一緒にアルミ缶回収を行ったり、給食時に牛乳パック等の分別を行ったりしています。
- (イ) 小学校においては、ゴミの収集場所や収集車への積み込みの様子を見学したり、山北町の足柄西部環境センター、金井島のグリーンリサイクルセンターを見学したりして、環境に関する学習を行っています。
- (ウ) 中学校においては、各教科等横断的に環境に関する学習を行っています。
- (エ) 今後、持続可能な社会の担い手を育成することが強く求められることから、学校においては、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する子どもたちの態度や能力などを育てていくことが課題となっています。

目標や取組みの方向性

足柄西部環境センターやグリーンリサイクルセンターの見学、町の花であるあじさいやホタル、太陽光発電等を題材にした教材等の充実、ごみの分別、光熱水費・紙使用の削減等の促進などによって環境教育を充実します。

具体的な取組み

- (ア) 環境について、実感をもって学習できるよう、例えば、農家の見学、生物の学習、星の観察会など、体験的な活動を重視していきます。
- (イ) 太陽光発電装置の活用や考え方を環境教育の一環として進めます。
- (ウ) 幼稚園、小学校、中学校において園児・児童・生徒ができる美化活動を推進していきます。
- (エ) 幼稚園、小学校、中学校に対し、更に、ごみの分別、光熱水費の削減、紙使用の削減等を促します。

第5章

◇自治会活動をはじめとした地域コミュニティへの参画などを通じ、まちづくりに貢献します。

1 自主的なまちづくりを支援します。

(1) 町民のまちづくりへの参加支援

現状と課題

- (ア) 平成20年4月に施行された「あじさいのまち開成自治基本条例」に基づき、町民と議会、行政の三者が一緒になって、共助・協働・地域の自治活動の3つの原則を大切にするまちづくりを進めていくことが求められています。
- (イ) 学校においては、町の実施する「開成町あじさいまつり」などのイベントに、子どもたちがボランティアとして参加しています。
- (ウ) 小学校においては、社会科学習の一環として町役場など公共施設の見学や町民の生活に関わる仕組みの学習を実施しています。また、社会福祉協議会と連携して、高齢者や障がい者とのふれあいなどの社会福祉体験活動を行っています。
- (エ) 中学校においては、防災訓練やゲートボール大会など地域とのふれあいができる行事が行われています。

目標や取組みの方向性

自治会、婦人会、子ども会等の地域コミュニティや町が実施するイベントなどへの積極的な参加を支援します。

町役場等公共施設の見学、生活に関わる学習への支援の充実を通して、社会の仕組みを学び、まちづくりに参画する子どもたちの意識を養います。

開成町あじさいまつり、開成町阿波おどり、防災訓練など町や自治会が行う事業への町民の参加促進、障がい者や高齢者とのふれあい事業の充実など子どもたちのボランティア活動を推進します。

具体的な取組み

- (ア) 自治会、婦人会、子ども会等の各種地域コミュニティや町が実施するイベントなどへの積極的な参加を促すため、情報提供、働きかけの支援を行います。
- (イ) 町民、企業、行政が連携し、それぞれが役割を分担しながら、協働のまちづ

くりを進めていきます。また、子どもたちが参加してよかったと思えるような機会を考えていきます。

（２） 勤労観、職業観を育てる教育などの充実

現状と課題

- （ア）小学校においては、係活動や委員会活動など、中学校においては、職場体験活動など、子どもたちの勤労観、職業観を育成する教育を行っています。しかし、変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するには、一人ひとりに自己の生き方や働き方を実感させ将来について考えさせる活動を推進することが課題となっており、子どもたちが自らの将来について夢やあこがれをもつことが重要になっています。
- （イ）外国人留学生と小・中学校の児童生徒との交流を通じ、外国文化への理解と国際理解を深めるグローバルな観点を育てる教育を行っています。

目標や取組みの方向性

米作りや町内の企業、各種事業所等での職場体験活動の推進など、地域の人材や企業等と連携し、子どもたちの勤労観、職業観を育てるキャリア教育を充実します。また、日々の生活の中で働くということを意識するようにしていきます。

外国との相互理解を深め、豊かな人間性や見識を養う教育を行い、将来、世界に飛躍するグローバルな夢が持てるようにします。

具体的な取組み

- （ア）小学校においては、引き続き、係活動、委員会活動、清掃活動、給食活動など、子どもたちに働くことの意識付けをする活動を進めます。中学校においては、現在、実施している職場体験活動の充実に努めます。また、地元の企業や農家などと連携した授業に取り組みます。
- （イ）小学校において外国語教育が早期化・教科化され、中学校において外国語科で話すこと（やり取り）や書くことをより一層充実させることを踏まえ、外国の人々との交流などを通じ、外国の言語や文化に対する理解を深めることで、社会や経済のグローバル化に対応し国際社会に貢献できる子どもたちを育成します。

関連資料

資料 1 開成町教育大綱

資料 2 平成 3 0 年度 開成町教育推進会議委員

資料 3 平成 3 0 年度 開成町教育推進会議の経過

開成町教育大綱

平成 28 年 2 月
開 成 町

はじめに

子どもたちは、次代の担い手です。

開成町の子どもたちには、さまざまな学習・体験を通して「自ら考え、行動し、成すべきことをやり遂げる」ための学力と体力と道徳心を持ち、この豊かな自然の中で健康で潤いに満ちた幸福な人生を送ってほしいと強く願っています。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本町では初となる「開成町教育大綱」を策定しました。町名の由来である「開物成務」の精神に則り、人づくりに重点を置いた「教育のまち 開成」を創造するため、教育委員会の皆さんと「総合教育会議」において、十分な議論を重ねました。

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、開成町においては人口の増加傾向が続き、子どもの数も増加していますが、それを継続していかなければなりません。

今後も、更なる子育て支援の充実により子どもたちの賑やかな声が響き渡る“元気”な「まち」をめざしてまいります。さらに、子どもたちがこれからの社会において必要となる“生きる力”を身につけるためには、教育の充実が不可欠であり、開成町ならではの魅力ある教育を“オール開成”で推進していくことが重要です。

開成町の未来を切り拓いていくのは、子どもたちです。

子どもたちが、未来に夢と希望を持ち、これからの社会でいきいきと活躍できるように、学校、家庭や地域が一体となって、未来を担う子どもたちを全町民で育んでいきましょう。

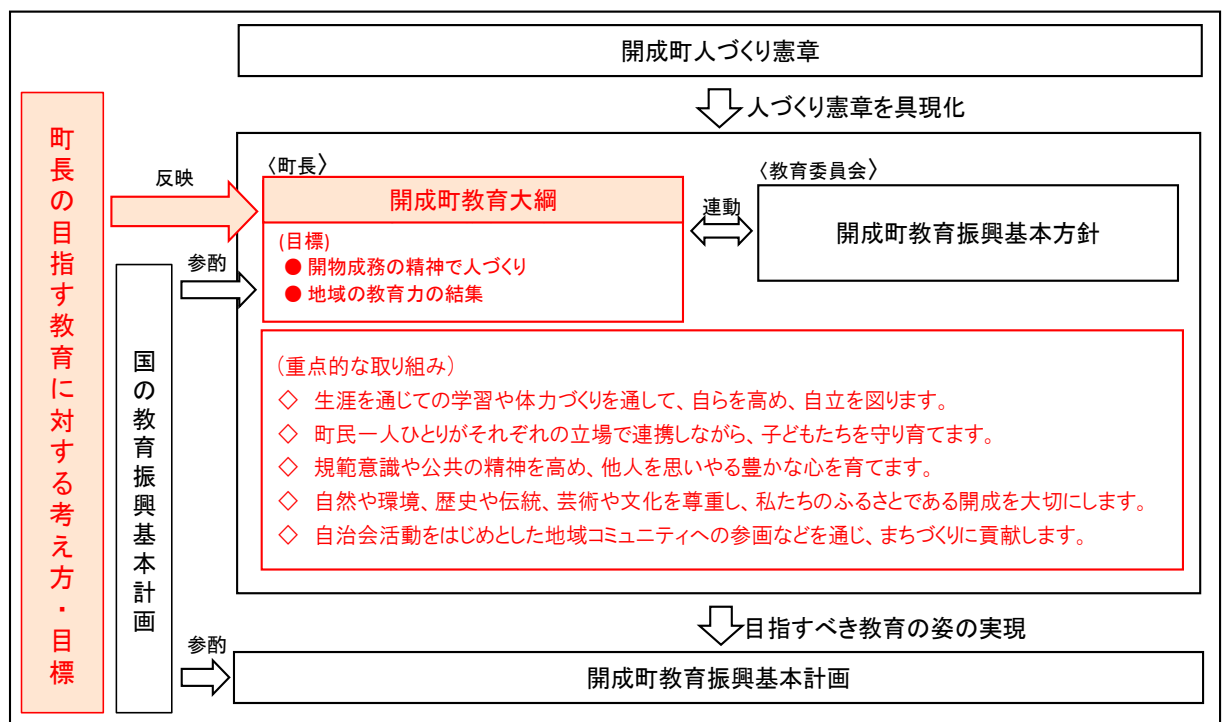
開成町長 府川 裕一

1 基本的な姿勢

本町の教育を進めるにあたっては、これまで以上に教育委員会と連携し、「開成町教育振興基本方針」に定めためざすべき教育の姿を実現するため、「開成町教育振興基本計画」に掲げた施策を着実に推進するとともに、様々な教育課題や社会情勢の変化に対して、「開成町人づくり憲章」に基づき迅速かつ的確な対応を図っていきます。

2 大綱の位置付け

本町は、平成 21 年 3 月に豊かな自然の中で、健康で潤いに満ちた幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、「開成町人づくり憲章」を策定しました。この大綱は、「開成町人づくり憲章」を基本理念とし、教育分野の重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。



3 大綱の期間

大綱の期間については、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや国の教育振興基本計画が 5 年であることから、概ね 4 年～5 年とすることが望ましいとされており、このことを勘案し、大綱の期間は町長の任期や町の教育振興基本計画の計画期間を踏まえ平成 30 年度までとします。

4 基本的な考え方と目標

すべての町民が豊かな自然の中で、健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることができる社会を実現するため、地域の教育力の結集を図り、町名由来の

「開物成務」の精神で人づくりに取り組みます。

学力も体力も道徳心も優れた子どもを育てるため、幼児教育、学校教育の充実を図るとともに、町内企業・事業所による職業体験・科学実験教室や郷土の偉人に学ぶ教室など、土曜日ならではのプログラムを実践する土曜学校の創設、近隣市町や北海道幕別町の子どもたちとの交流など、異なる風土を通した様々な交流学习を進めていきます。

5 重点的な取り組み

本町の未来を担う子どもたちが健全に成長するとともに、町民一人ひとりが学校教育、生涯学習、スポーツ、文化活動等の各分野にわたって自ら参画し、いきいきと暮らすことができる活力あるまちを実現し、「開物成務」の精神に則った人づくりを行うことが重要であることから、家庭や地域との連携を深めるとともに、町が一体となって教育や福祉等の連携を図りながら、次に掲げる取り組みを重点的に進めていきます。

生涯を通じての学習や体力づくりを通して、自らを高め、自立を図ります。

誰もが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習に関する取り組みやスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。また、教育基本法の改正等を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。そのため、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校との連携を図りながら、子どもたちの「生きる力」を育むための学習を推進し幼児教育、学校教育の充実を図ります。

町民一人ひとりがそれぞれの立場で連携しながら、子どもたちを守り育てます。

教育にあたっては、学校、家庭及び地域住民などが、それぞれの役割と責任を自覚したうえで、子どもたちを支えていく必要があります。誰もが教育に参加できる具体的な仕組みづくりや外部人材の積極的な活用の促進等、町全体での教育力向上に取り組みます。

規範意識や公共の意識を高め、他人を思いやる豊かな心を育てます。

生涯をより良く生きようとする力の源泉となる子どもたちの豊かな心を育成します。また、家庭は教育の原点であることを踏まえ、家庭教育や家庭への支援に努めます。

自然や環境、歴史や伝統、芸術や文化を尊重し、私たちのふるさとである開成を大切にします。

人が豊かに暮らしていくためには自然、環境、歴史、伝統、芸術、文化は欠かせないものです。異なる風土を体験したり学習したりする中で、これらを尊重するための教育や施策を推進し、私たちのふるさとである開成を大切にしていきます。

自治会活動をはじめとした地域コミュニティへの参画等を通じ、まちづくりに貢献します。

開成町では、協働の精神に基づき、自治会活動が積極的に行われており、まさに、町民が主役となって、まちづくりのために行動しています。今後、町は、自治会などの地域コミュニティと更に連携を深め、地域社会に貢献する子どもたちの資質を養います。

平成30年度 開成町教育推進会議委員

座 長	露木 重雄	開成町体育協会会長
座長職務代理	米山 孝	開成幼稚園長
委 員	津田 将美	開成小学校長
委 員	佐藤 裕	開成南小学校長
委 員	遠藤 仁一	文命中学校長
委 員	金澤 喜晴	開成町PTA連絡協議会(開成南小PTA会長)
委 員	長谷川 博史	自治会長連絡協議会(みなみ自治会長)
委 員	浅井 佐一	開成町老人クラブ連合会会長
委 員	高橋 政幸	開成町社会福祉協議会事務局長
委 員	遠藤 敦子	開成町婦人会会長
委 員	邨山 泰	開成町工場会監事
委 員	瀬戸 ちづか	町民代表
委 員	原田 昌彦	神奈川県教育委員会県西教育事務所 足柄上指導課長

平成 3 0 年度 開成町教育推進会議の経過

開成町教育推進会議（第 1 回）

- 日時 平成 3 0 年 7 月 3 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
- 議題 ・ 教育推進会議の議事等について
 - ・ 開成町の教育について
 - ・ 国・神奈川県教育振興基本計画について

開成町教育推進会議（第 2 回）

- 日時 平成 3 0 年 8 月 3 0 日（木） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
- 議題 ・ 開成町教育振興基本方針について
 - ・ 開成町教育振興基本計画の計画期間について
 - ・ 開成町教育振興基本計画 原案について

開成町教育推進会議（第 3 回）

- 日時 平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日（金） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
- 議題 ・ 開成町教育振興基本計画 原案について

開成町教育推進会議（第 4 回）

- 日時 平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日（火） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
- 議題 ・ 開成町教育振興基本計画 原案について

パブリックコメント

- 期間 平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日（月）～平成 3 1 年 1 月 1 5 日（火）